



介護保険料特別徴収(年金天引き)額の 平準化を実施します

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、年間6回に分けて納付をしてもらいます。その際、4・6・8月に天引きすることを「仮徴収」、10・12・翌年2月に天引きすることを「本徴収」といいます。

通常、年間の介護保険料が変わらなければ、1回の天引き額はほぼ均等となりますが、毎年6月に確定する所得の状況により、保険料段階などが変更され、仮に算定された仮徴収額と本徴収額の差が大きく異なる場合があります。その差をできるだけ均等にするため、8月分の仮徴収額を変更する「平準化」を実施します。

仮徴収と本徴収とは

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定するまで、前年度の保険料額を基に仮に算定されたものです。仮徴収額は、前年度の2月分と同額になります。			確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに納めた額を引いた金額を3分割したものです。なお、自身の本徴収額は、6月中旬発送の「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」をご確認ください。		

平準化とは

年間を通じて1回当たりの年金徴収額の差をできるだけ小さくすることです。

仮徴収額(4月・6月・8月)は、原則として前年度の2月分と同額になりますが、平準化の実施により、年間を通じてできるだけ均等となるように、8月の徴収額を変更します。対象となる人の8月以降の徴収額は、確定した年間保険料額から4月・6月の徴収額を差し引き、8月・10月・12月・翌年2月の4回の納期で割って徴収額を決定します。(端数は10月に含む)

例…介護保険料が年間92,364円(所得段階第6段階)の場合

【これまでの場合】

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
5,000円	5,000円	5,000円	25,964円	25,700円	25,700円



介護保険料の年間6回に分けて納める金額が年々均等化されます。

【平準化して1年目】

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
5,000円	5,000円	20,500円	20,864円	20,500円	20,500円

【平準化して2年目】

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
20,500円	20,500円	12,800円	12,964円	12,800円	12,800円

※4・6月分は【平準化して1年目】の2月分と同額

【平準化して3年目】

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
12,800円	12,800円	16,600円	16,964円	16,600円	16,600円

※4・6月分は【平準化して2年目】の2月分と同額